

III 災害発生時の取組

1 支援体制の確保

災害発生時には、市町村には災害対策本部が設置されるが、その中の一つの班として、「災害時要配慮者支援班」を設置する。この班は、災害時要配慮者支援の司令塔として要配慮者の情報の集約、基本的な指示や情報提供、府や災害ボランティアセンターといった関係機関や外部とも必要に応じて対応等を行う。

【発災時の災害時要配慮者支援班（市町村内組織）の業務（例）】

- 要配慮者の安否及び避難の状況、健康状態の一元的な把握
 - 要配慮者のニーズの把握
 - 要配慮者への対応の検討及び対策の実施
 - 外部からの支援の必要性の判断
 - 外部からの応援部隊のコーディネート
 - 要配慮者への保健・福祉サービス等の提供にかかる調整
 - 要配慮者からの相談の対応
- など

2 情報の提供

要配慮者に対して迅速で確実に、避難に關係する重要情報を提供する。原則、情報が要配慮者本人に伝わっているかを個別に確認する。また、可能であれば手話通訳者等の専門家の派遣を手配する。

【要配慮者へ情報提供する際の配慮事項（例）】

- 視覚障害者
 - ・わかりやすい口調で伝える
 - ・音声による情報提供は複数回行う。
 - ・拡大文字による情報提供を行う
- 聴覚障害者
 - ・基本的にメモで素早く情報を伝え、コミュニケーション支援ボードを活用する
 - ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した視覚による情報提供方法を活用
- 知的障害者・精神障害者
 - ・本人を尊重しながら伝えたいことをゆっくりと聞き、わかりやすい言葉で対応
 - ・コミュニケーション支援ボードを活用する。
- 外国人
 - ・やさしい日本語やコミュニケーション支援ボード、ボディランゲージを活用

3. 安否確認

災害が発生した場合、直後から避難行動要支援者（要配慮者）名簿に基づき、地域の避難者支援組織、福祉サービス事業者や支援団体等を通じて要配慮者の安否確認を行い、災害時要配慮者班において集約する。

なお、要配慮者名簿を避難支援等関係者と共有していない者については、すみやかに避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

(1) 地域による安否確認

災害が発生した場合、すぐに公的機関の支援は来ないため、避難支援等関係者が自分やその家族の安全を確保したうえで、避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認を行い、避難支援を行う。

(2) 関係機関等による安否確認

管内の社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者等の状況を把握する。また、障害者団体、家族会、患者会など要配慮者関係団体からも情報収集を図る。

外国人については、支援団体及び NGO 等の関係団体からも被害状況を把握するとともに、外国人学校等の建物の被害状況を確認し状況把握に努める。

4 避難支援

(1) 避難支援の手順

消防及び警察等による支援体制が整うまでは一定の時間を要することから、避難行動要支援者（要配慮者）の避難支援は、地域住民の協力により対応することが求められる。したがって、以下の手順を参考にして避難支援を進める必要がある。

- ① 避難支援者やその家族の安全の確保を行う
- ② 避難支援等関係者に行政から要配慮者の救助及び避難支援を依頼
- ③ 被災状況によっては、自主防災組織等が機能しないことも考えられるため、連絡がつかないなど状況が把握できない時には、消防などの関係機関に協力を要請し、行政側から積極的に情報収集を行って、避難行動要支援者（要配慮者）名簿に基づき、可能な限り迅速に安否確認、救助、避難支援を行う。

【救助・避難支援時の配慮事項（例）】

対象者	配慮事項
配慮が必要な高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	基本的には、少し前に立ち、肩などを持つてもらい誘導する。方向については時計の針の方向で示し、段差などについては逐一状況を報告しながら安全に避難誘導する。
聴覚障害者	基本的に筆談で状況を説明し、避難場所等へ誘導する。（手話が可能であれば手話を活用）
四肢に障害がある者	自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者 難病者 等	常時利用している医療器材や医薬品の他、医療機関への連絡先等避難生活で必要になるものを携行するよう助言する。また、自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 特に、人工呼吸器など生命維持に関わる医療機器を常時使用している場合には、電力の確保を図るとともに、医療者（医師・看護師等）の助言・指示のもと避難支援を行う。
知的障害者 精神障害者	災害の状況や避難場所等の位置をわかりやすく説明するとともに、自力で避難することが難しい場合には適切に誘導する。動搖している場合は状況に応じて、落ち着いて冷静になれるよう支援する。
児童	災害の状況や避難場所等の位置を説明するとともに、自力で避難することが難しい場合には適切に誘導する。
乳幼児	保護者に災害の状況や避難場所等の位置を説明するとともに、複数の乳幼児がいる場合などは必要に応じて避難支援を行う。
妊娠婦	妊娠の時期や体調などにより状況が大きく異なるため、本人に支援方法を確認する。妊娠後期は腹部が大きくなることから、足元の確認やちょっとした動きが困難になることから、介助することが望ましい。
外国人	地図やメモ、やさしい日本語で説明する。「この道は行けないことはない。」などわかりにくい言葉ではなく、「この道は通れる」などとにかくわかりやすく説明し、避難誘導を行う。
介が人	自力で避難することが難しい場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

【避難場所の考え方】

基本的には個別避難計画に定めた避難先に避難を支援をするが、災害の種類や現地の状況によってこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って、必要に応じて柔軟に対応する。

(2) 避難支援等関係者と名簿を共有していない者への対応

避難支援等関係者への名簿提供に同意せず、名簿を共有していない避難行動要支援者（要配慮者）についても、災害の発生により、安否確認や救助・避難支援を要する状況となった場合には、本人の同意なしに避難支援等関係者に名簿を提供し、可能な限り早期の安否確認、救助、避難支援を行う。

(3) 避難支援者の安全確保

避難支援に際しては、避難支援者本人又は支援者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援者は、地域の実情に応じ可能な範囲で避難支援を行う。

【避難支援等関係者の避難支援時の留意点】

- ◎ 自分自身と家族の安全確保が大前提とされていること
- ◎ 可能な範囲で無理のない範囲で支援を行うこと
- ◎ 避難支援においては、避難行動要支援者（要配慮者）本人の自助努力が大切であり、そのうえで支援をしていくことが望ましいこと
- ◎ 住民の主体的な活動により地域の防災力を高めることが大切であり、避難支援等関係者はそれらの取組みを支援していくことが望ましいこと